

学生のみなさんへ

令和5年4月28日
秋田大学

令和5年5月8日以降の欠席の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は大きく変化し、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類相当へ移行されます。本学ではこれまで新型コロナウイルス感染症について最大限の配慮・対応を実施してきましたが、状況の変化に合わせて下記のとおり対応を変更しますので、お知らせします。

記

・体調不良等で欠席した際の取扱いについて（令和5年5月8日から）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年度～令和5年度当初は体調不良で欠席する学生に対して「学修面及び成績評価において不利益とならないような取扱い」を実施してきましたが、感染症法上の位置づけが5類相当へ移行した後については、コロナ禍以前の対応に戻します。

具体的には、以下の対応となります。

本学には、公認欠席（公欠）の制度はありません。病気や忌引き等でやむを得ず授業を欠席する場合は、原則事前に「欠席届」を授業担当教員に提出してください。欠席届の用紙は、以下の学務担当窓口で受け取ってください（保健学科専門科目はWebから届出が可能です。詳細は医学部学務課からの案内を確認してください）。

事前に提出することができない場合は、後日、速やかに欠席届を授業担当教員に提出してください。

また、長期の欠席が予想される場合は、所属学部の学務担当窓口にも必ず、事前に相談するようにしてください。

総合学務課	場所：手形キャンパス学生支援棟1階
医学部学務課	場所：本道キャンパス医学部管理棟1階

体調不良時に無理に登校することは、自身の体調を悪化させ、また周囲に感染を広げてしまうリスクがあることを考慮し、体調不良時には無理に登校せず、休養してください。

担当：総合学務課